

平成24年（2012年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成24年度（2012年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 次の事例を読んで、あとの（問い）に答えなさい。

Xは、平成23年6月1日（以下、日時は全て平成23年とする。）に、Xが持っている土地AとBを、Aを3000万円で、Bを2800万円でY1に売った。いずれも、6月30日にY1がXにAB両土地につきそれぞれ2500万円を支払うものとし、そのときXが移転登記手続きに必要な書類をY1に渡すこととし、残金は7月31日にXがY1より支払いを受けることとした。同年6月30日にXはY1に登記の必要書類を渡し、2500万円ずつ合計5000万円をY1から受け取り、その後、XからY1に移転登記がなされている。ところが、Y1は期日が過ぎてもXに対し、いずれも残金の支払いをしない。Xは、Y1に対し、何度か残代金の請求をしたがY1から支払いがないので、9月1日、1週間以内に支払いがないときは契約を解除するとする内容証明を出した。この内容証明は9月2日にY1に到達した。しかし、Y1からの支払いがないため、その後、Xが現地に行ってみると、A土地は、Y2が使用しており、8月1日にY2がY1より3200万円で購入し、使用していたものである。Y2は売買代金をY1に支払ったが移転登記はされていない。また、Xは、B土地も見に行ったが、同土地はY3が使用しており、Y3は9月20日に本件土地をY1から3000万円で購入し、代金を支払い、その引渡しを受けたが、Y1から移転登記は受けていない。なお、Y2およびY3とも、Y1がXに残代金を支払っていないことは知っていたとする。

問い Xは、Y1、Y2、Y3に対して、どのような請求ができるか（損害賠償請求及び不当利得返還請求については、論じなくてよい）。その場合の法的問題点を論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの（問1）（問2）に答えなさい。

R株式会社（以下「R社」とする。）は、会社法上の公開会社（会社法2条5号）ではないが、取締役会設置会社である。R社は委員会設置会社ではなく、監査役設置会社である。

R社の取締役は、A・B・Cの3名であり、そのうちAのみが代表取締役である。R社の株主は10名であった（A・B・Cも株主）。

R社は、取締役のBに3000万円を貸し付けることになった。この貸付けについては、R社の取締役会で審議された。R社の取締役会では、Bを退席させたうえ、A・Cの賛成により、この貸付けについて承認決議がなされた。この決議に基づき、AはR社を代表して、Bに貸付けを行った。

この貸付けが行われてから3か月後、Bは病気になり入院した。Bの入院中、AはR社を代表して、BのR社に対する借入金債務を免除した。この債務免除はAの独断で行われた。したがって、この債務免除についてR社の株主総会の決議も取締役会の決議もなされていない。この債務免除が行われた後、Bは取締役を辞任した。

（問1）

Bが取締役を辞任した後、R社の株主の1人であるXが、代表訴訟によりBのR社に対する契約上の責任（借主としての責任）を追及することができる否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

（問2）

Bが取締役を辞任した後、R社の株主の1人であるXが、代表訴訟によりAのR社に対する会社法上の損害賠償責任を追及することができるか否かについて論じなさい。